

御坊市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業者評価基準

1 基本的な考え方

御坊市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業者募集要項に定める審査は、別に定める選定委員会が、下記の審査項目・評価項目及び評価基準に基づいて行うものとする。

2 審査項目及び評価項目

審査項目		評価項目	配点	配点割合
企画提案書	システム	①システム機器等の仕様	30	50/100
		②設置する広告モニター機器等の仕様	5	
		③行政情報の制作・放映方法・構成	5	
		④広告内容の審査体制	10	
	維持管理体制	⑤機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制	20	20/100
	独自提案	⑥その他、提案の独創性など	10	10/100
様式3及び4	導入実績	⑦同種業務の実績	10	10/100
	財政的貢献	⑧施設使用料及び電気料金に関する提案 ※広告用モニターの設置に係る施設使用料の提案価格（年額780円以上）と、広告用モニターの電気料金（実費相当分）の算出方法の提案を評価する	10	10/100
合計				100/100

※企画提案書（項目①～⑥）の評価点は、項目ごとに、各選定員の評価を平均して算出する。
（小数点数第3位以下は切捨て）

3 評価基準

①システム機器等の仕様

番号札発券機及び受付番号を案内表示するための機器等の仕様を評価する

評価項目	評価水準	評価点
システム機器等の仕様	仕様を十分に満たし、かつ非常に魅力的な提案が含まれる。	30
	仕様を十分に満たし、特に優れた提案が含まれる。	21
	仕様を十分に満たしている。	15
	仕様を一部満たしていないが、業務の実施は可能である。	9
	仕様を満たしておらず、業務の実施が困難である。	0

②設置する広告モニター機器等の仕様

広告映像等を放映するための映像機器の仕様を評価する。

評価項目	評価水準	評価点
設置する広告モニター機器等の仕様	仕様を十分に満たし、特に優れた提案が含まれる。	5
	仕様を十分に満たしている。	3
	仕様を一部満たしていないが、業務の実施は可能である。	0

③行政情報の作成・放映方法

市からの情報（素材）の提供方法とどのように映像を作成し放映するかを評価する。

評価項目	評価水準	評価点
行政情報の作成・放映方法	映像のデータ形式や媒体について多様で柔軟な対応で作成・放映ができる。	5
	映像のデータ形式や媒体について限定的対応で作成・放映ができる。	3
	映像のデータ形式や媒体について大きな制約（市側での行政情報作成等）がある。	0

④広告内容の審査体制

広告主の選定及び広告映像等の審査体制を評価する。

評価項目	評価水準	評価点
広告内容の審査体制モニター機器等の仕様	市へ提出可能な審査基準も整備されており、自社の広告掲載基準による内部審査だけでなく、外部の広告審査機関でも審査を行っている。	10
	市へ提出可能な審査基準も整備されており、自社の広告掲載基準による内部審査をしている。	5
	自社の広告掲載基準は設けておらず、外部機関による審査も受けていない	0

⑤機器の故障，問い合わせ等への対応体制

事業者が，市からの問い合わせや映像機器の故障等への速やかな対応が可能な体制が整えられているかを評価する。

※ 機器（ソフトウェアを含む）の導入費用及びランニングコストにおいて市の負担が必要な場合は、企画提案書内に明記すること。

評価項目	評価水準	評価点
機器の故障，問い合わせ等への対応体制	機器の故障，問い合わせ等への対応体制が特に優れている。	20
	機器の故障，問い合わせ等への対応体制が優れている。	14
	機器の故障，問い合わせ等への対応体制が普通である。	10
	機器の故障，問い合わせ等への対応体制がやや劣っている。	6
	機器の故障，問い合わせ等への対応体制が劣っている。	0

⑥その他，提案の独創性など

業務遂行に当たって，事業者独自の創意工夫等が認められるか。

評価項目	評価水準	評価点
その他，提案の独創性など	独自の創意工夫等が特に優れている。	10
	独自の創意工夫等が優れている。	7
	独自の創意工夫等が普通である。	5
	独自の創意工夫等がやや劣っている。	3
	独自の創意工夫等が劣っている。	0

⑦同種業務の実績

平成30年4月1日以降に国又は地方公共団体又はこれらに準ずる団体の発注した広告付き窓口番号案内システム設置業務及び運用の実績（実施中のものも含む。）の実績数を評価する。

※ 同種業務実績調書（様式3）の記載内容により評価する。

※ 契約書等の証拠書類の添付は不要。ただし、参加申込時に1団体分の契約書又は契約書の写しを提出。

評価項目	評価水準	評価点
同種業務の実績	5団体以上の同種事業の実績がある	10
	5団体未満の同種事業の実績がある。 【計算式】 $2 \times \text{同種業務の実績数} = \text{評価点}$	計算式により算出

⑧施設使用料及び電気料金に関する提案

広告用モニターの設置に係る施設使用料の提案価格（年額780円以上）と、広告用モニターの電気料金（実費相当分）の算出方法の提案を評価する。

※ 施設使用料及び電気代納付額提案調書（様式4）の記載内容により評価する。

※ 詳細説明が必要な場合は、別途資料を添付すること。

※ 行政財産の使用許可に関する使用料条例（平成3年条例第1号）に定める構築物等の設置に係る使用料（1㎡あたりの年額が780円）に基づき、提案価格の下限を年額780円とする。

※ 電気料金については、市が設置事業者と協議のうえ、提案内容と異なる算出方法を採用する場合がある。

評価項目	評価水準	評価点
施設使用料及び電気料金に関する提案	使用料の提案価格が1位（最高額）であり、電気料金に関する提案が適正である。	10
	使用料の提案価格が2位以下であり、電気料金に関する提案が適正である。 【計算式】 $10 \times \text{対象者の提案価格} \div \text{最高額者の提案価格} = \text{評価点}$ (小数点第3位以下は切捨て)	計算式により算出
	電気料金に関する提案が不適切である（0点）	0